

令和4年度から児童手当の制度が一部変更になります。

- ① 現況届の提出が原則不要になります。
- ② 所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります。
(裏面参照)

① 現況届について

現況届が
6/1以降に手元に届く方 → **現況届の提出が必要**です。

- ① 離婚協議中で配偶者と別居と申請した方
- ② 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ③ 支給要件児童の住民票がない方
- ④ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ⑤ その他 状況を確認する必要がある方

①～④に該当する方で現況届が届かない方はお問い合わせください



上記①～④以外の方 → 児童の養育状況が変わっていなければ、**現況届の提出は原則不要**です。

令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。

次の**変更事項**があった方は届け出てください。

1. 横浜市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき
(国外転出入を含む)
2. 婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき
3. 離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がなくなったとき
4. 児童を養育しなくなったことなどにより、対象となる児童がいなくなったとき
5. 受給者の加入する年金が変わったとき (厚生年金→国民年金 等)
6. 受給者や配偶者が公務員になったとき

やさしい日本語

および**詳細**はこちら →



●令和2、3年度の現況届の提出が確認できず一時差止中の方は、当該年度の現況届の提出が必要です。

② 所得の基準額について

令和4年6月1日付の
児童手当法改正に伴い、
令和4年10月支給分(6～9月分)から、
児童を養育している方の所得が
右記表のB以上の場合、
児童手当等は支給されません。

- 児童手当等が支給されなくなったあとに所得がBを下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。
- 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき3.8万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは4.4万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与と所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

	A 所得制限限度額 これ以上だと 児童ひとりにつき 月5,000円支給 (従来どおり)		B 所得上限限度額 これ以上だと 支給なし (改正後)	
	所得額 (万円)	収入額の 目安※ (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安※ (万円)
扶養親族等の人数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれて いない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万 円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万 円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万 円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238

公務員について

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。
以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

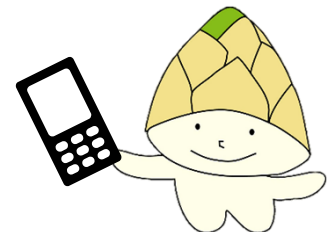
- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

★お届けは電子申請が便利です (マイナンバーカードが必要です)

- ① ぴったりサービスのサイトにアクセス
- ② 「神奈川県」「横浜市」を選択
- ③ キーワード検索で「児童手当」を検索
- ④ 児童手当「変更届」等を選択し、申請する。

※添付資料の提出が必要な方は、
スキャナー機能またはカメラ機能等を使用して添付でき、
ご自宅で手続きを完了できます。



横浜市こども青少年局こども家庭課

TEL 045-641-8411 /FAX 045-641-8412

9:00～17:00 (土、日、祝日を除く)